

# 令和6年度牛久市立牛久第二小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に向けての基本方針

いじめはいつでもどこでも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。また、いじめに対する危機意識を全職員で共有し、いじめの兆候および発見に常に目を配り、学校全体をあげて、迅速かつ組織的に対応する。

## 2 いじめ防止のための校内組織

- ・いじめ防止のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、当該担任を委員とし、いじめ及びいじめの疑いを認知後ただちに委員会を開催する。
- ・当該事案の解決に向けて必要がある場合は、関係諸機関の福祉関係者や臨床心理士等を委員会に参加させることができる。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものという。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要とされる。なお、いじめの発生場所については学校の内外を問わない。

【いじめの具体例】（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成25年10月より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する具体的な取組

### （1）学校内の取組

	児童に関わること	家庭への啓発に関するこ
<u>いじめの未然防止</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>◇協働的な学びを通して、互いを尊重し認め励まし合う人間関係と連帯感を形成する(授業)</li><li>◇多様な価値観やそれぞれの立場を理解する心情の育成（道徳・学活等）</li><li>◇人権教育、情報モラル指導の充実（道徳・学活）</li><li>◇道徳教育の充実</li><li>◇望ましい価値観（思いやり、正義を尊ぶ、不正を忌</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◇他者への思いやり、規範意識、いじめをしない自覚の育成</li><li>◇携帯電話、インターネット、ゲーム等のルール作り</li><li>◇家族や地域との関わりを通して豊かな経験や情操育む</li></ul>

		<p>む) の育成（道徳等）</p> <p>◇「あしたか（あいさつ・しんせつ・たくましく・かしこく）運動」の推進</p> <p>◇進んで働く児童の育成</p> <p>◇月・生活アンケートの実施</p>	
<u>いじめの早期発見</u>		<p>◇日頃から児童の交友関係や行動を把握し、1人でいることや行動パターンに変化があった場合は会話と観察を実施</p> <p>◇学年や学級にとらわれることなく、全職員で児童の様子に目を配り、情報交換を実施</p> <p>◇月・生活アンケートの実施</p> <p>◇児童の持ち物へのいたずら等に対して速やかに状況確認と調査を実施</p>	<p>◇子供とのコミュニケーションの充実</p> <p>◇服装の汚れや身体の傷等の観察</p> <p>◇持ち物の変化や増減等に対する注意</p>
<u>いじめの早期対応</u>	<u>いじめを受けた児童</u>	<p>1 共感的な立場からの迅速な、本人を中心とした事実の確認</p> <p>2 精神的・身体的な苦痛に対するケア（理解と守るという教師の姿勢）</p> <p>3 必要に応じて、いじめを断ち切るための方策の検討と提示</p> <p>4 和解による安心できる生活の保障</p> <p>5 繼続的な観察とコミュニケーション</p>	<p>◇いじめ解決（善後策）に向けた冷静な対応と学校との連携</p> <p>◇子供との会話による事実や心情の把握と理解</p> <p>◇事後観察</p>
<u>学校内での情報の共有化</u>			
<u>【基本的な流れ】</u>			
双方への事実調査 ↓ 事実の確認 ↓ 原因・理由の究明 ↓ ケアと反省 関係修繕 ↓ 継続観察・支援	<u>いじめを行った児童</u>	<p>1 迅速な事実の確認</p> <p>2 理由・原因の追及</p> <p>3 問題点・正しい行動の在り方の追究</p> <p>4 反省と相手に対する謝罪の在り方の指導</p> <p>5 相手が納得する謝罪による責任の完遂</p> <p>6 繼続的な観察とコミュニケーション</p>	<p>◇いじめ解決（善後策）に向けた冷静な対応と学校との連携</p> <p>◇子供との会話による事実や心情の把握</p> <p>◇問題点・正しい行動の在り方の確認</p> <p>◇相手・相手保護者への適切な対応</p> <p>◇安定した生活のための助言と観察</p>
	<u>傍観児童</u>	<p>◇傍観はいじめに荷担することに等しい行為であり、思いやりに欠ける行為であることの理解</p> <p>◇間違った行為を正す勇気と方法の理解</p>	<p>◇子供との会話からいじめの可能性に気づいた場合の学校への連絡</p> <p>◇いかなる場合もいじめをしない、傍観者にならない強い意志の育成</p>

## (2) 家庭との連携

下記のことを啓発していく。

- ・いじめはどの子供にも起こりうる問題であることを認識し、学校・家庭・地域が連携して未然防止や早期発見、早期解決に協力すべきであること。
- ・子供をいじめに向かわせない正しい価値観の育成。
- ・子供をいじめに向かわせない安心安定した家庭環境づくり。

## (3) 地域との連携

- ・いじめはどの子供にも起こりうる問題であることを共有し、学校・家庭・地域の協力と連携によって未然防止や早期発見、早期解決を目指すために協力を依頼する。

- ・登下校や地域での様子から心配される行為がある場合は、積極的に声をかけたり家庭や学校と連携をとるように依頼する。

## 5 保護者との連絡と連携

- ・いじめが確認された場合は、適切に保護者に事実関係と指導方針を伝達する。
- ・いじめを受けた児童と保護者、いじめを行った児童と保護者に対して必要な支援と助言を行う。
- ・保護者からいじめについての連絡や相談があった場合は、本人および必要に応じて周囲への事実関係調査を実施し、結果や方針について連携をとる。

## 6 教育委員会・関係諸機関との連携

- ・いじめが確認された場合は牛久市教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべき内容である場合や教育的な指導を行っても十分な効果があげられない場合は、関係諸機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。

## 7 適切な懲戒権の行使

いじめに対する教育的な指導を行っても十分な効果があげられない場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して適切な懲戒を加えることを考慮する。ただし、教育的な指導の一環として実施するものであり、児童が行った行為を十分理解反省し、望ましい生活が営めることをねらいにする。

## 8 重大事案への対処

いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

- (1)牛久市教育委員会に速やかに報告する。
- (2)牛久市教育委員会と協議のうえ当該事案に対処する組織を設置する。
- (3)対処組織が中心となり、事実関係の調査を実施する。
- (4)調査結果についていじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 9 いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童、教師、保護者の活動

月	実施計画		留意点等
4	<p>■学校間、学年間の情報交換、記録の引継ぎ</p> <p>■いじめ対策に係る共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策会議の設置</li> <li>　いじめの未然防止に向けた取組の確認</li> <li>○学級開き、人間関係・学級のルールづくり</li> <li>○保護者へのいじめ対策の説明と啓発</li> <li>○「月アンケート」の実施と対応</li> <li>○オンライン相談窓口の周知</li> </ul>	<p>職員会議等</p> <p>始業式、学級活動 保護者会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き出す。</li> <li>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</li> </ul>
5	<p>○行事等を通した人間関係づくり</p> <p>■校内研修「児童の共通理解事項の確認」「いじめの未然防止」</p> <p>○「月アンケート」の実施と対応</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる児童の保護者との情報交換を行う。</li> <li>・複数での調査分析を行う。</li> </ul>

6	○いじめ防止集会の実施 ○「生活アンケート」の実施と対応 ○調査結果による面談等の実施 ○話し合い活動「学級の諸問題」	学校行事 学級活動	・SCとの連携を図る。 ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7	○学校評価の実施（児童・保護者アンケート） ○「月アンケート」の実施と対応 ○オンライン相談窓口の周知		・いじめ対策を点検する。
8	■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの児童の変化の把握 ○「月アンケート」の実施と対応		・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も積極的に参加する。
9	○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通した人間関係づくり ○「月アンケート」の実施と対応		・夏休み明けであるため、必要に応じて教育相談を実施する。
10	○行事等を通した人間関係づくり ○SCによる授業（～11月） ○「月アンケート」の実施と対応 ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」		
11	○話し合い活動「いじめについて考える」 ○道徳「いじめ」 ○人権・いじめを考える集会 ○「生活アンケート」の実施と対応 ○調査結果による面談等の実施	学級活動 学校行事	・児童の人間関係の変化に留意する。 ・児童会が主となり、企画運営したい。
12	○人権週間（人権意識啓発活動） ○「月アンケート」の実施と対応 ○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）		・児童の変化を確認する。
1	○冬休み明けの児童の変化の把握 ○「月アンケート」の実施と対応		・冬休み明けであるため、必要に応じて教育相談を実施する。
2	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○「月アンケート」の実施と対応	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3	○「月アンケート」の実施と対応 ■記録の整理、引継ぎ資料の作成 ■小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

## 10 評価の実施

- ・いじめ問題への取組についての職員による自己評価を実施し、改善点の発見に努める。

「令和6年度 牛久市立牛久第二小学校 学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)と「茨城県いじめの根絶を目指す条例」(令和2年4月1日施行)を基に作成しています。